

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。
 - ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと
- 具体的には、下記3点の対応を行う（5/12付でこども家庭庁・文部科学省連名の通知を発出）。

① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、

- ・「不適切な保育」の捉え方や
- ・保育所、自治体における取組・対応にばらつきが見られた。

調査結果を踏まえ、

- ・「不適切な保育」の考え方を明確化
- ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等**
- 身体的虐待
 - 性的虐待
 - ネグレクト
 - 心理的虐待
- その他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

虐待 「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為

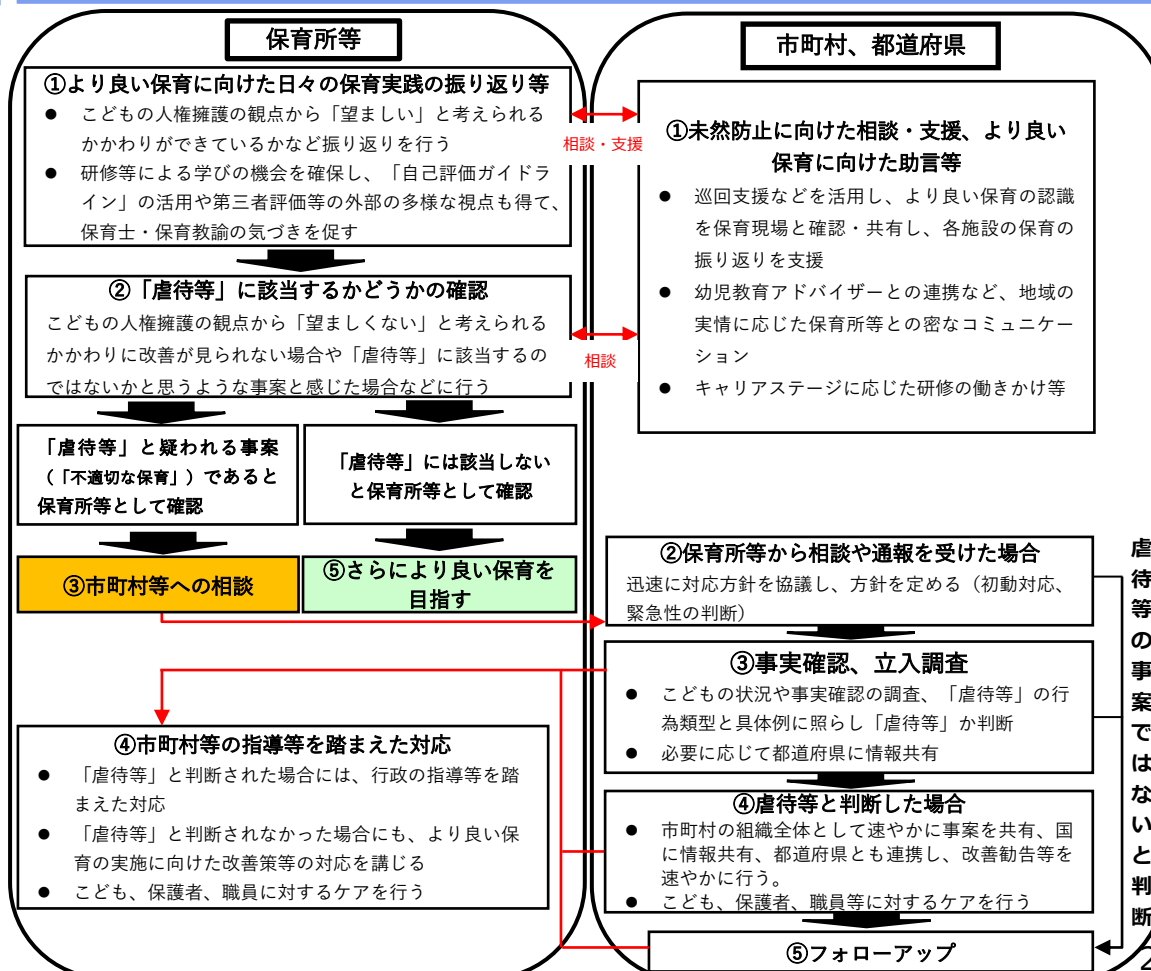
虐待等 「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為

※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。

不適切な保育 「虐待等」と疑われる事案※

「望ましくないと考えられるかわり」 こどもの人権擁護の観点から「望ましくないと考えられるかわり」

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



（※）これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり、②物事を強要するようなかわり・脅迫的な言葉かけ、③罰を与える・乱暴なかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり、⑤差別的なかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、不適切な保育」の位置づけを見直した。

②施設職員による虐待に関する通報義務等について

- 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。
さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

③ 保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

○ **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。 ・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 ※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。
児童の記録に関する書類等の見直し	・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれていることがあることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 ※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。
働き方の見直し、業務内容の改善	・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。 ・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 ※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。

○ あわせて、**保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。**

- ※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等
- ※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。
- ※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

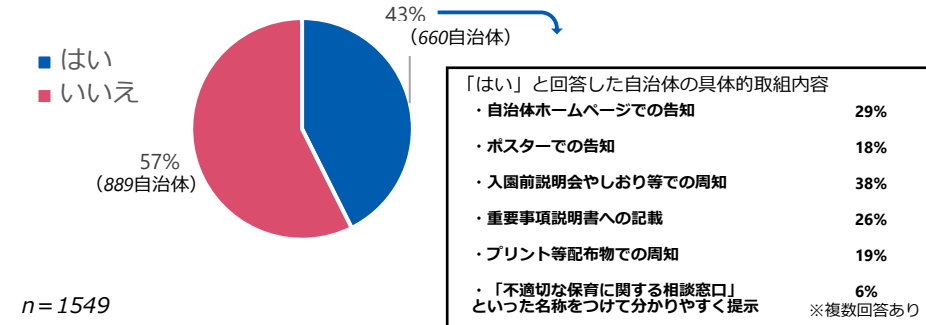
（参考）「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（令和4年12月～2月実施）の結果について（概要）

- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為（※））を調査したところ、保育所（22,720施設）については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件（事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5％）。このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件（事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8％）。

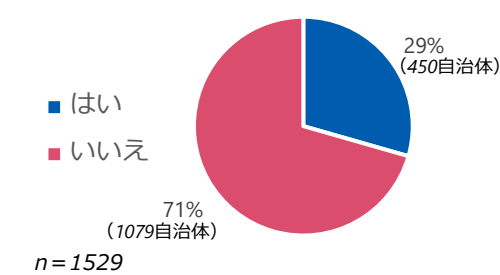
（※）①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

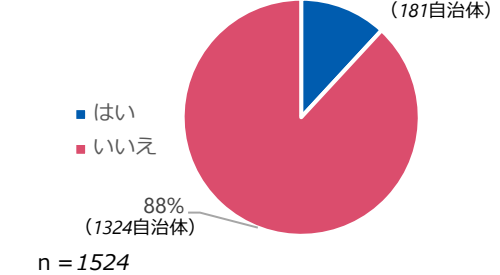
相談窓口やコールセンターの設置の有無



施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



（注1）自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2％（（47/47（都道府県）、1530自治体/1741（市町村+特別区）））
 （注2）同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園（全類型）、幼稚園・特別支援学校幼稚部（※）に対しても実施しており、調査結果はHP掲載
 （※）幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事案の件数は、別調査（体罰の実態把握について）より把握
 （注3）保育所数は、令和3年社会福祉施設等調査より（令和3年10月1日時点）

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73％（15,757施設）、1～5件まで合わせると90％（19,369施設）となった一方で、31件以上の件数を回答した施設（82施設（全体の0.4％））から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

（注1）施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3％（21,649施設/22,720施設（令和3年社会福祉施設等調査より（令和3年10月1日時点）））
 （注2）同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園（全類型）に対しても実施しており、調査結果はHP掲載